

平成23年9月  
大 阪 府

取り抜け対象工事の入札参加業者の皆様へ

### 取り抜け対象工事の受注者の皆様への要請について

府発注工事においては、中小建設業者の過大受注による工事品質の低下防止や受注機会の均等による地元建設業者の育成を目的に、同日又は同時期に開札する競争入札において複数の工事の受注を制限する、いわゆる「取り抜け」を実施しています。

しかし昨今、取り抜け対象工事の受注者が、他の取り抜け対象工事（※）に下請業者として参入するなど、取り抜けが十分に機能していない事象が発生しています。

つきましては、取り抜け対象工事の受注者におかれましては、取り抜け制度の趣旨をご理解いただき、下記にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

- 1 取り抜け対象工事の受注者は、他の取り抜け対象工事の下請に参入しないこと。
- 2 取り抜け対象工事の受注者が、当該工事に関して下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方に他の取り抜け対象工事の受注者を選定しないこと。  
（※）他の取り抜け対象工事とは、当該工事の入札公告で取り抜け対象として指定した工事をいう。